

「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」(平成10年3月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達)新旧対照表

下線部は改正箇所

改正後	現行
第1 [略]	第1 [略]
第2 [略]	第2 [略]
2～10 [略]	2～10 [略]
<p>11 この要綱において次のものは、植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)とみなす。</p> <p>(1) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、<u>これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験地下部」という。)</u></p> <p>(2) 規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる種子であって、<u>これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの(以下「試験種子」という。)</u></p> <p>(3) <u>規則別表1の2の7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験生植物」という。)</u></p>	<p>11 この要綱において次の植物は、植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く)とみなす。</p> <p>(1) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、<u>同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験地下部」という。)</u></p> <p>(2) 規則別表1の2の6の項から12の項までに掲げる種子であって、<u>同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの(以下「試験種子」という。)</u></p> <p>[新設]</p>
12	12
<p>(1) この要綱において「試験地下部検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる<u>検疫有害動物(検疫有害動植物のうち有害動物であるもの。以下同じ。)</u>の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。</p> <p>(2) この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる<u>検疫有害植物(検</u></p>	<p>(1) この要綱において「試験地下部検査」とは、前項(1)の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる<u>検疫有害動物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。</u></p> <p>(2) この要綱において「試験種子検査」とは、前項(2)の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表1の2の6の項から12の項までに掲げる<u>検疫有害植物の</u></p>

疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。)の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

(3) この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表1の2の7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる検査有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 [略]

第3～第8 [略]

第9 植物防疫官は、大臣許可手続により許可された輸入禁止品について法第7条第2項の規定及び第8により農林水産大臣が付した許可に関する条件に違反しないかどうかについて検査する。  
ただし、試験地下部、試験種子又は試験生植物については、本項によるほか、「輸入種苗検査要綱」(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号。以下「種苗要綱」という。)第8に規定する検査を実施する。

2～4 [略]

第10・第11 [略]

第12 植物防疫所長は、前項の報告に基づき必要と認める場合には、原則として毎年3月末までに1回以上(試験種子にあっては、生育最盛期を含む1回以上)管理場所における実地調査を行うものとする。

2 前項の調査は、次の事項について実施するとともに、その結果を確認するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 試験地下部検査、試験種子検査及び試験生植物検査に関すること。

3・4 [略]

第13～第18 [略]

第19 [略]

2 [略]

付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

[新設]

13 [略]

第3～第8 [略]

第9 植物防疫官は、大臣許可手続により許可された輸入禁止品について法第7条第2項の規定及び第8により農林水産大臣が付した許可に関する条件に違反しないかどうかについて検査する。  
ただし、試験地下部又は試験種子については、本項によるほか、「輸入種苗検査要綱」(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号。以下「種苗要綱」という。)第8に規定する検査を実施する。

2～4 [略]

第10・第11 [略]

第12 植物防疫所長は、前項の報告に基づき必要と認める場合には、原則として毎年3月末までに1回以上(試験種子にあっては、生育最盛期を含む1回以上)管理場所における実地調査を行うものとする。

2 前項の調査は、次の事項について実施するとともに、その結果を確認するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 試験地下部検査及び試験種子検査に関すること。

3・4 [略]

第13～第18 [略]

第19 [略]

2 [略]

3 前項の審査には、植物防疫官による試験地下部検査、試験種子検査及び試験生植物検査を含める。検査方法は、別表9及び別表10によるものとする。

4・5 [略]

第20・第21 [略]

別表1（第2の1、第3、第4、第5の3、第16の2、第21の2及び3関係）

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸入禁止の対象
大区分	小区分	
A	1	(1) [略] (2) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部並びに7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するものうち規則第14条に規定するもの
	2	(1) [略] (2) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部並びに7の項、8の項、15の項及び16の項に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するものうち1以外のもの
	3	規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる種子であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝

3 前項の審査には、植物防疫官による試験地下部検査及び試験種子検査を含める。検査方法は、別表9及び別表10によるものとする。

4・5 [略]

第20・第21 [略]

別表1（第2の1、第3、第4、第5の3、第16の2、第21の2及び3関係）

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸入禁止の対象
大区分	小区分	
A	1	(1) [略] (2) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供するものうち規則第14条に規定するもの
	2	(1) [略] (2) 規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供するものうち1以外のもの
	3	規則別表1の2の6の項から12の項までに掲げる種子であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究

		資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B		[略]
C	1	(1) 規則別表1の2に掲げる検疫有害植物(栽培地検査要求対象有害植物)(同表の7の項、8の項及び16の項に掲げる検疫有害植物を除く。)
	2	(2)~(5) [略] [略]
D		[略]

備考 A、B、C及びDグループに係る輸入禁止品の容器包装は、上表のA、B、C及びDグループにそれぞれ所属するものとする。

		及び品種特性試験の用途に供するもの
B		[略]
C	1	(1) 規則別表1の2に掲げる検疫有害植物(栽培地検査要求対象有害植物)
	2	(2)~(5) [略] [略]
D		[略]

備考 A、B、C及びDグループに係る輸入禁止品の容器包装は、上表のA、B、C及びDグループにそれぞれ所属するものとする。

別表8(第7の1関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指定微生物株保存機関名	保存菌株番号に付される記号	所在地
独立行政法人 農業生物資源研究所遺伝資源センター(NIAS)	MAFF	茨城県つくば市観音台2-1-2
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構		
中央農業総合研究センター(NARC)	MAFF	茨城県つくば市観音台3-1-1
畜産草地研究所(NILGS)	MAFF	茨城県つくば市池の台2
畜産草地研究所那須研究拠点(NILGS)	MAFF	栃木県那須塩原市千本松768
果樹研究所(NIFTS)	MAFF	茨城県つくば市藤本2-1
野菜茶業研究所(NIVTS)	MAFF	三重県津市安濃町草生360
食品総合研究所(NFRI)	MAFF	茨城県つくば市観音台2-1-12
独立行政法人 農業環境技術研究所農業環境イベントリーセンター(NIAES)	MAFF	茨城県つくば市観音台3-1-3
独立行政法人 森林総合研究所企画部(FFPRI)	FFPRI	茨城県つくば市松の里1
独立行政法人 産業技術総合研究所つくばセンター中央第6事業所特許生物寄託センター(IPOD)	FERM	茨城県つくば市東1-1-1
独立行政法人 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター(DOB)	NBRC	千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
独立行政法人 理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンター(ICM)	JCM	埼玉県和光市広沢2-1
国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部(NIHS)	TSY	東京都世田谷区上用賀1-18-1
国立大学法人 北海道大学大学院農学研究院応用生命科学部門	AHU	北海道札幌市北区北9条西9丁目

別表8(第7の1関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指定微生物株保存機関名	保存菌株番号に付される記号	所在地
独立行政法人 農業生物資源研究所遺伝資源センター(NIAS)	MAFF	茨城県つくば市観音台2-1-2
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構		
中央農業総合研究センター(NARC)	MAFF	茨城県つくば市観音台3-1-1
畜産草地研究所(NILGS)	MAFF	茨城県つくば市池の台2
畜産草地研究所那須研究拠点(NILGS)	MAFF	栃木県那須塩原市千本松768
果樹研究所(NIFTS)	MAFF	茨城県つくば市藤本2-1
野菜茶業研究所(NIVTS)	MAFF	三重県津市安濃町草生360
食品総合研究所(NFRI)	MAFF	茨城県つくば市観音台2-1-12
独立行政法人 農業環境技術研究所農業環境イベントリーセンター(NIAES)	MAFF	茨城県つくば市観音台3-1-3
独立行政法人 森林総合研究所企画部(FFPRI)	FFPRI	茨城県つくば市松の里1
独立行政法人 産業技術総合研究所つくばセンター中央第6事業所特許生物寄託センター(IPOD)	FERM	茨城県つくば市東1-1-1
独立行政法人 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター(DOB)	NBRC	千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
独立行政法人 理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンター(ICM)	JCM	埼玉県和光市広沢2-1
国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部(NIHS)	TSY	東京都世田谷区上用賀1-18-1
国立大学法人 北海道大学大学院農学研究院応用生命科学専攻	AHU	北海道札幌市北区北9条西9丁目

分子生命科学分野応用菌学研究室(AHU)			
国立大学法人 群馬大学医学部薬剤耐性菌実験施設(IMRG)	I M R G	群馬県前橋市昭和町3-39-22	
国立大学法人 千葉大学真菌医学研究センター(MMRC)	I F M	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1	
国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科(ATU)	A T U	東京都文京区弥生1-1-1	
国立大学法人 東京大学医学研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室(IID)	I I D	東京都港区白金台4-6-1	
東京農業大学応用生物科学部菌株保存室(NRIC)	N R I C	東京都世田谷区桜丘1-1-1	
国立大学法人 岐阜大学大学院医学系研究科再生分子統御学講座病原体制御学分野 (GTC)	G T C	岐阜県岐阜市柳戸1-1	
独立行政法人 酒類総合研究所(NRIB)	R I B	広島県東広島市鏡山3-7-1	
国立大学法人 大阪大学大学院工学研究科(OUT)	O U T	大阪府吹田市字山田丘2-1	
国立大学法人 大阪大学微生物病研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室(RIMD)	R I M D	大阪府吹田市字山田丘3-1	
国立大学法人 広島大学大学院先端物質科学研究科(HUT)	H U T	広島県東広島市鏡山1-3-1	

(注) 指定微生物株保存機関名の末尾の( )は機関略号。

分子生命科学講座応用菌学分野(AHU)			
国立大学法人 群馬大学医学部薬剤耐性菌実験施設(IMRG)	I M R G	群馬県前橋市昭和町3-39-22	
国立大学法人 千葉大学真菌医学研究センター(MMRC)	I F M	千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1	
国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科(ATU)	A T U	東京都文京区弥生1-1-1	
国立大学法人 東京大学医学研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室(IID)	I I D	東京都港区白金台4-6-1	
東京農業大学応用生物科学部菌株保存室(NRIC)	N R I C	東京都世田谷区桜丘1-1-1	
国立大学法人 岐阜大学大学院医学系研究科再生分子統御学講座病原体制御学分野 (GTC)	G T C	岐阜県岐阜市柳戸1-1	
独立行政法人 酒類総合研究所(NRIB)	R I B	広島県東広島市鏡山3-7-1	
国立大学法人 大阪大学大学院工学研究科(OUT)	O U T	大阪府吹田市字山田丘2-1	
国立大学法人 大阪大学微生物病研究所感染症国際研究センター病原微生物資源室(RIMD)	R I M D	大阪府吹田市字山田丘3-1	
国立大学法人 広島大学大学院先端物質科学研究科(HUT)	H U T	広島県東広島市鏡山1-3-1	

(注) 指定微生物株保存機関名の末尾の( )は機関略号。

別表9 (第19の3関係)

遺伝資源に対する検査の方法

区分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検査有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘要
規則別表1の2に掲げる植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く)	しょうが、ばれいしょ等の生塊茎等の地下部及びいんげんまめ、テオシント、とうもろこし、トマト、ばれいしょ等の種子	生塊茎等の地下部・茎葉	コロンビアネコブセンチュウ テンサイシストセンチュウ ニセネコブセンチュウ バナナネモグリセンチュウ	許可を受けた施設並びに植物防疫所検定室及び植物防疫所の隔離ほ場における <u>特定検定施設</u>	[略]	[略]	
			インゲンマメ萎ちょう細菌病菌 エンドウ萎ちょう病菌 スイカ果実汚斑細菌病菌	[略]	[略]	[略]	

別表9 (第19の3関係)

遺伝資源に対する検査の方法

区分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検査有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘要
規則別表1の2に掲げる植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く)	しょうが、ばれいしょ等の生塊茎等の地下部及びいんげんまめ、テオシント、とうもろこし等の種子	生塊茎等の地下部・茎葉	コロンビアネコブセンチュウ テンサイシストセンチュウ ニセネコブセンチュウ バナナネモグリセンチュウ	許可を受けた施設並びに植物防疫所検定室及び植物防疫所の隔離ほ場	[略]	[略]	
			いんげんまめ萎ちょう細菌病菌 えんどう萎ちょう病菌 すいか果実汚斑細菌病菌	[略]	[略]	[略]	

		<u>トウモロコシ萎 ちょう細菌病菌 他</u>				
		<u>Potato spindle tuber viroid</u>	許可を受け た施設及び 植物防疫所 検定室	全量	栽培中に病 徴観察及び RT-PCR 等 を実施する。	
		その他の検疫有 害動植物	[略]	[略]	[略]	
種子		<u>インゲンマメ萎 ちょう細菌病菌 エンドウ萎ちょ う病菌 スイカ果実汚斑 細菌病菌 トウモロコシ萎 ちょう細菌病菌 他</u>	[略]	[略]	[略]	
		<u>Potato spindle tuber viroid</u>	許可を受け た施設及び 植物防疫所 検定室	全量	栽培中に病 徴観察及び RT-PCR 等 を実施する。	
		その他の検疫有 害動植物	[略]	[略]	[略]	
せいようき づた、せい ようばくち のきの生 植物	茎葉等	<u>Phytophthora kernoviae</u>	許可を受け た施設及び 植物防疫所 検定室	全量	栽培中に病 徴観察等 を実施する。	
		その他の検疫有 害動植物	許可を受け た施設及び 植物防疫所 検定室	全量	栽培中に病 徴観察等 を実施する。	
あめりかて まりしもつ け、ガリア ・エリプテ	茎葉等	<u>Phytophthora ramorum</u>	植物防疫所 の隔離ほ場 における特 定検定施設	全量	隔離栽培中 に病徴観察 等を実施す る。	隔離栽培 対象植物 の場合

		<u>とうもろこし萎 ちょう細菌病菌 他</u>				
		[新設]				
		その他の検疫有 害動植物	[略]	[略]	[略]	
種子		<u>いんげんまめ萎 ちょう細菌病菌 えんどう萎ちょ う病菌 すいか果実汚斑 細菌病菌 とうもろこし萎 ちょう細菌病菌 他</u>	[略]	[略]	[略]	
		[新設]				
		その他の検疫有 害動植物	[略]	[略]	[略]	
[新設]						
[新設]						



			その他の検疫有害動植物	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察等を実施する。	同上
規則別表1の2の6の項、9の項から14の項まで及び16の項に掲げる植物であって栽培地検査を受けることができない遺伝資源研究及び品種特性試験用途の種子標本	いんげんまめ、テオシント、とうもろこし、トマト、ばれいしょ等の種子	茎葉等	インゲンマメ萎ちょう細菌病菌 エンドウ萎ちょう病菌 スイカ果実汚斑細菌病菌 トウモロコシ萎ちょう細菌病菌 他	[略]	[略]	[略]	
			<i>Potato spindle tuber viroid</i>	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察及びRT-PCR等を実施する。	
			その他の検疫有害動植物	[略]	[略]	[略]	
		種子	インゲンマメ萎ちょう細菌病菌 エンドウ萎ちょう病菌 スイカ果実汚斑細菌病菌 トウモロコシ萎ちょう細菌病菌 他	[略]	[略]	[略]	
			<i>Potato spindle tuber viroid</i>	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	栽培中に病徴観察及びRT-PCR等を実施する。	
			その他の検疫有害動植物	[略]	[略]	[略]	
規則別表2に掲げる植	いね、もみ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

規則別表1の2の6の項から12の項までに掲げる植物であって栽培地検査を受けることができない遺伝資源研究及び品種特性試験用途の種子標本	いんげんまめ、テオシント、とうもろこし等の種子	茎葉等	いんげんまめ萎ちょう細菌病菌 えんどう萎ちょう病菌 すいか果実汚斑細菌病菌 とうもろこし萎ちょう細菌病菌 他	[略]	[略]	[略]	
			[新設]				
			その他の検疫有害動植物	[略]	[略]	[略]	
		種子	いんげんまめ萎ちょう細菌病菌 えんどう萎ちょう病菌 すいか果実汚斑細菌病菌 とうもろこし萎ちょう細菌病菌 他	[略]	[略]	[略]	
			[新設]				
			その他の検疫有害動植物	[略]	[略]	[略]	
規則別表2に掲げる植	いね、もみ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

物

くだもの とけいそう 等の生果実	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
ばれいしょ の生茎葉及 び生塊茎	塊茎	ジャガイモシ ストセンチュウ	[略]	[略]	[略]	
		タバコベと病菌	[略]	[略]	[略]	
		ジャガイモがん しゅ病菌	[略]	[略]	[略]	
		ウイルス等	[略]	[略]	[略]	
		その他の検疫有 害動植物	[略]	[略]	[略]	
	組織培養 体・茎頂 等	タバコベと病菌	[略]	[略]	[略]	
		ジャガイモがん しゅ病菌	[略]	[略]	[略]	
		ウイルス等	[略]	[略]	[略]	[略]
		その他の検疫有 害動植物	[略]	[略]	[略]	[略]
	種子	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
さつまいも 属植物の生 茎葉及び生 塊根等の地 下部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
キャッサバ の生塊根等 の地下部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
大麦等の 生植物	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
なし属、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

物

くだもの とけいそう 等の生果実	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ばれいしょ の生茎葉及 び生塊茎	塊茎	ジャガイモシ ストセンチュウ	[略]	[略]	[略]	
		タバコベと病菌	[略]	[略]	[略]	
		ジャガイモがん しゅ病菌	[略]	[略]	[略]	
		ウイルス等	[略]	[略]	[略]	
		その他の検疫有 害動植物	[略]	[略]	[略]	
	組織培養 体・茎頂 等	タバコベと病菌	[略]	[略]	[略]	
		ジャガイモがん しゅ病菌	[略]	[略]	[略]	
		ウイルス等	[略]	[略]	[略]	[略]
		その他の検疫有 害動植物	[略]	[略]	[略]	[略]
	種子	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
さつまいも 属植物の生 茎葉及び生 塊根等の地 下部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
キャッサバ の生塊根等 の地下部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
大麦等の 生植物	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
なし属、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	りんご属等の生植物						
	さんざし属等の生植物	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	トマト、なす等の生植物	組織培養体・茎頂等	タバコベと病菌 ジャガイモがんしゅ病菌	[略]	[略]	[略]	[略]
その他の検疫有害動植物			[略]	[略]	[略]		
種子		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
規則別表2の2に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもの	アボカド、しまほおずき等の生植物	球根、茎葉等	Potato spindle tuber viroid	植物防疫所の隔離ほ場における特定検定施設	[略]	[略]	[略]
			ウイルス等	植物防疫所の隔離ほ場における特定検定施設	[略]	[略]	[略]
			その他の検疫有害動植物	植物防疫所の隔離ほ場における特定検定施設	[略]	[略]	[略]
	茎葉等	[略]	[略]	[略]	[略]		
	組織培養体・茎頂等	[略]	[略]	[略]	[略]		
	種子	[略]	[略]	[略]	[略]		

別表10（第19の3関係）試験種子の検査の方法

	りんご属等の生植物						
	さんざし属等の生植物	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	トマト、なす等の生植物	組織培養体・茎頂等	たばこべと病菌 じゃがいもがんしゅ病菌	[略]	[略]	[略]	[略]
その他の検疫有害動植物			[略]	[略]	[略]		
種子		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
規則別表2の2に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもの	アボカド、しまほうずき等の生植物	球根、茎葉等	Potato spindle tuber viroid	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	[略]	[略]	[略]
			ウイルス等	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	[略]	[略]	[略]
			その他の検疫有害動植物	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	[略]	[略]	[略]
	茎葉等	[略]	[略]	[略]	[略]		
	組織培養体・茎頂等	[略]	[略]	[略]	[略]		
	種子	[略]	[略]	[略]	[略]		

別表10（第19の3関係）試験種子の検査の方法

1 栽培中の植物に対する検査方法

対象植物	対象検疫有害動植物	検査時期	着眼すべき病徴	摘要
えんどうの種子	エンドウ萎ちょう病菌	[略]	[略]	1 ~ 4 [略]
いんげんまめの種子	インゲンマメ萎ちょう細菌病菌	[略]	[略]	5 <u>ウイロイドの病徴は、高温時に出やすいので、検査は高温期に実施する。</u>
すいかの種子 とうがんの種子 メロンの種子	スイカ果実汚斑細菌病菌	[略]	[略]	
テオシントの種子 とうもろこしの種子	トウモロコシ萎ちょう細菌病菌	[略]	[略]	
とうもろこしの種子	トウモロコシ葉枯細菌病菌	[略]	[略]	
そらまめの種子	[略]	[略]	[略]	
ひらまめ(レンズマメ)の種子	[略]	[略]	[略]	
トマトの種子	<i>Potato spindle tuber viroid</i>	展葉期から収穫までの間	(1) 頂葉が退緑し上方に向く (2) 葉の赤色化又は紫色化 (3) 葉の小形化、縮葉 (4) 葉脈のエソ (5) 株全体の生育抑制、萎縮	
ばれいしょの種子	<i>Potato spindle tuber viroid</i>	展葉期から収穫までの間	(1) 葉が上方に向く、複葉の直立 (2) 葉の小形化 (3) 分枝数の減少 (4) 株全体の生育抑制、萎縮	

1 栽培中の植物に対する検査方法

対象植物	対象検疫有害動植物	検査時期	着眼すべき病徴	摘要
えんどうの種子	えんどう萎ちょう病菌	[略]	[略]	1 ~ 4 [略]
いんげんまめの種子	いんげんまめ萎ちょう細菌病菌	[略]	[略]	[新設]
すいかの種子 とうがんの種子 メロンの種子	すいか果実汚斑細菌病菌	[略]	[略]	
テオシントの種子 とうもろこしの種子	とうもろこし萎ちょう細菌病菌	[略]	[略]	
とうもろこしの種子	とうもろこし葉枯細菌病菌	[略]	[略]	
そらまめの種子	[略]	[略]	[略]	
ひらまめ(レンズマメ)の種子	[略]	[略]	[略]	
[新設]				
[新設]				

(5) 塊茎の細長化  
及び小形化  
(6) 塊茎の目数の  
増加  
(7) 塊茎の亀裂

## 2 検定室等における検査方法

対象植物	対象検疫有害動植物	検査の方法
えんどうの種子	エンドウ萎ちょう病菌	[略]
いんげんまめの種子	インゲンマメ萎ちょう細菌病菌	[略]
すいかの種子 とうがんの種子 メロンの種子	スイカ果実汚斑細菌病菌	[略]
テオシントの種子 とうもろこしの種子	トウモロコシ萎ちょう細菌病菌	[略]
とうもろこしの種子	トウモロコシ葉枯細菌病菌	[略]
そらまめの種子	[略]	[略]
ひらまめ(レンズマメ)の種子	[略]	[略]
トマトの種子 ばれいしょの種子	<i>Potato spindle tuber viroid</i>	接種検定、遺伝子診断法 (RT-PCR 法、リアルタイム PCR 法、RT-LAMP 法等) による検定

注 この表に掲げる検査は、1の栽培地における検査において病徴が認められたものについて実施するものとする。ただし、トマト及びばれいしょの種子については、病徴の有無に関わらず遺伝子診断法による検定を実施するものとする。

## 2 検定室等における検査方法

対象植物	対象検疫有害動植物	検査の方法
えんどうの種子	えんどう萎ちょう病菌	[略]
いんげんまめの種子	いんげんまめ萎ちょう細菌病菌	[略]
すいかの種子 とうがんの種子 メロンの種子	すいか果実汚斑細菌病菌	[略]
テオシントの種子 とうもろこしの種子	とうもろこし萎ちょう細菌病菌	[略]
とうもろこしの種子	とうもろこし葉枯細菌病菌	[略]
そらまめの種子	[略]	[略]
ひらまめ(レンズマメ)の種子	[略]	[略]
[新設]		

注 この表に掲げる検査は、1の栽培地における検査において病徴が認められたものについて実施するものとする。